

「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の記入等についての注意

- 記入要領、記載例及び裏面の留意事項を参照の上、該当欄に必ず記入してください。
なお、本様式は2枚複写式になっています。
- すべての記入が終わりましたら2枚とも事務組合に提出してください。
事務組合から「労働保険料等納入通知書」（組様式第7号（甲））により保険料等の納入の通知をいたします。

⑥…「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」を作成した方の氏名を記入してください。

⑦…事業の概要（製品名、製造工程等）を具体的に記入してください。

⑧…雇用保険に係る関係が成立している事業で、次の事業（以下「特掲事業」という）に該当する場合にはイを、特掲事業に該当しない場合にはロを選択してください。

- 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業（園芸サービスの事業を除く）。
- 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業（牛馬の飼育、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業を除く）。
- 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業（以下「建設の事業」という）。
- 清酒の製造の事業。

⑩…労働保険の延納（分納納付）の申請を希望する場合にはイを、希望しない場合にはロを選択してください。

③、④及び⑤…「事業の名称」、「事業の所在地」及び「事業主の氏名」を記入してください。

⑪…令和4年度前期及び令和4年度後期までに使用した労災保険対象労働者数（各月の末日（賃金締切日がある場合には各月の末日の直前の賃金締切日）の数）と、雇用保険対象被保険者の数及び賃金の総額を各欄の区分により記入し、その合計をそれぞれの欄に記入してください。

- ②欄・③欄・④欄及び⑤欄は、それぞれの期間合計から1,000円未満の端数を切り捨てた額
- ⑥欄には、②欄と③欄の合算した額
- ⑦欄には、④欄と⑤欄の合算した額

※令和4年度前期…令和4年4月1日から9月30日
(年度の途中で労働保険事務を委託したもについては、その委託年月日以降から令和4年9月30日まで)

※令和4年度後期…令和4年10月1日から令和5年3月31日
(年度の途中で労働保険事務を委託したもについては、その委託年月日以降から令和5年3月31日まで)

なお、合計額の1ヵ月平均使用労働者数及び1ヵ月平均被保険者数については、次により記入してください。

- 「1ヵ月平均使用労働者数」欄には、当該年度中の1ヵ月平均使用労働者数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数）
- 「1ヵ月平均被保険者数」欄には、当該年度中の1ヵ月平均被保険者数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数）

※ただし、計算の結果が1名未満の場合は、切上げて1名としてください。
また、平均人数に「賞与人数」は含めません。

⑫…第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の承認されている給付基礎日額及び保険料算定基礎額を記入してください。
⑬欄には、その合計額（1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を記入してください。

⑭…各欄は次により記入してください。

- 令和5年度の賃金総額の見込額が前年度の賃金総額の前年同額以上、2倍以下の場合は、「⑮ 合計」欄に「前年度と同額」と記入し、⑯欄から⑳欄までは記入しないでください。

- 賃金総額の見込額が前年同額未満、2倍超になる場合は、⑯欄は令和5年度における1日平均被保険者の見込数（延使用労働者数を所定労働日数で除したものを、㉑欄は、令和5年度における1ヵ月平均被保険者の見込数（使用労働者全員が雇用保険法の適用を受ける場合は、前期㉒欄の1日平均使用労働者の見込数）を、㉓欄は、令和5年度の支払賃金総額の見込額を、㉔欄は、令和5年度の賞与等臨時支払賃金の見込額を記入し、㉕欄に、㉖欄の額と㉗欄の額との合計（1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を記入します。

組様式第4号 労働保険料等算定基礎賃金等の報告（事業主控）

① 事業の名称 ② 事業の所在地 ③ 事業主の氏名 ④ 作成者氏名 ⑤ 業種 ナイフ、フォーク等の食卓用刃物の製造販売

⑥ 特掲事業 イ.該当する ロ.該当しない ⑦ 5年度概算の延納 イ.する ロ.しない (分割納付(3回)) (一括納付(1回))

区分	⑧ 令和4年度確定 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金				⑨ 令和4年度確定 雇用保険対象被保険者数及び賃金			
	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者	(3) 臨時労働者	(4) 合計	(5) 被保険者	(6) 役員で被保険者扱いの者	(7) 合計	備考
令和4年4月	11^ 2,768,898	1^ 363,510	0^ 0	12^ 3,132,408	12^ 3,132,408	1^ 363,510	13^ 3,495,918	
5月	11 2,759,845	1 366,809	1 154,554	13 3,281,208	13 3,281,208	1 366,809	14 3,648,017	
6月	11 2,738,461	1 368,177	1 142,100	13 3,248,738	13 3,248,738	1 368,177	14 3,616,915	
7月	11 2,749,515	1 354,923	1 158,350	13 3,262,788	13 3,262,788	1 354,923	14 3,617,711	
8月	11 2,821,268	1 362,118	1 166,611	13 3,349,997	13 3,349,997	1 362,118	14 3,712,115	
9月	11 2,722,413	1 363,949	1 157,800	13 3,243,662	13 3,243,662	1 363,949	14 3,607,611	
賞与等	年月 5,591,225	752,115		6,343,340	6,343,340	752,115	7,095,455	
令和4年10月	11 2,899,716	1 363,668	1 183,859	13 3,447,043	13 3,447,043	1 363,668	14 3,810,711	
11月	11 2,896,855	1 365,919	0 0	12 3,262,774	12 3,262,774	1 365,919	13 3,628,693	
12月	11 2,873,228	1 360,563	0 0	12 3,233,789	12 3,233,789	1 360,563	13 3,594,352	
令和5年1月	11 2,875,869	1 362,115	0 0	12 3,237,984	12 3,237,984	1 362,115	13 3,600,099	
2月	11 2,783,193	1 361,992	0 0	12 3,145,185	12 3,145,185	1 361,992	13 3,507,177	
3月	11 2,767,933	1 372,334	1 176,401	13 3,316,668	13 3,316,668	1 372,334	14 3,689,002	
賞与等	年月 8,670,719	897,325		7,568,044	7,568,044	897,325	8,465,369	
計	45,919,136	8,015,517	1,183,975	53,073,628	53,073,628	8,015,517	59,089,145	
		㉑ 前期 千円 25,862	㉒ 後期 千円 27,211	㉓ 通年 千円 53,073		㉔ 前期 千円 28,793	㉕ 後期 千円 30,295	㉖ 通年 千円 59,088

令和4年度確定	特別加入者	令和5年度概算	令和5年度賃金総額の見込み額	申告済概算保険料	予備欄
支払された給付基礎日額 月数	氏名	月数			
12,000 円 4,380,000 円	小牧 タロウ	14,000 円	5,110,000 円		
10,000 円 3,650,000 円	小牧 シロウ	10,000 円	3,650,000 円		
	小牧 ハナコ				
	小牧 ハナコ				
	小牧 ハナコ				
	小牧 ハナコ				
	合計	㉙ 千円 61,833	㉚ 千円 8,760		
8,030	合計	㉛ 千円	㉜ 千円	① 前年度と同額	

※注意：特別加入者の各内容は、当文書では修正ができないようになっています。...

⑫…第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の給付基礎日額及び保険料算定基礎額を、⑬欄には、保険料算定基礎額の合計額（1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を記入し、㉙+㉚欄には、㉙欄の額に㉚欄の額を加えた額を記入してください。
※特別加入者の脱退・加入及び日額変更等希望される場合は、小牧商工会議所（0568-72-1111）までお電話頂きますようお願い申し上げます。